

(目的)

第1条 この規則は、本市に居住する要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の要介護状態をいう。）にある者であつて居宅において日常生活を営むものを介護している家族に対し、紙おむつその他の介護用品（以下「紙おむつ等」という。）を支給する高齢者介護用品支給事業を実施するために必要な事項を定めることにより、対象となる高齢者の福祉及び衛生の向上とともにその介護者の負担の軽減を図り、もつて福祉の増進に寄与することを目的とする。

(支給の対象等)

第2条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、紙おむつ等の支給を行うことができる。

2 支給の対象となる品目、その数量その他の支給の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 紙おむつ等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、紙おむつ等の支給の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する支給の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第5条 前条第1項の規定により紙おむつ等の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第6条 支給を受けた紙おむつ等は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、紙おむつ等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により紙おむつ等の支給を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第3号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、支給した紙おむつ等に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市高齢者介護用品支給事業実施要綱

制定	平成12年	9月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成12年	9月29日		健康福祉局長決裁
	平成14年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成16年	8月	1日	健康福祉局長決裁
	平成20年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年10月	8日		高齢介護福祉課長決裁
	平成23年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成23年	7月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成26年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する在宅の高齢者(40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当する者を含む。以下同じ)を介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品(以下「紙おむつ等」という。)を支給することにより、寝たきり高齢者等の福祉及び衛生の向上と、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 次の各号のすべてに該当する者を介護している家族に対し、紙おむつ等を支給することができる。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者(以下「住民基本台帳に記録されている者」という。)
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護度4又は5と判定された者
- (3) 市民税非課税世帯に属する者
- (4) 在宅生活において紙おむつ等が必要な者

2 前項に規定する家族とは、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者

(支給品目)

第3条 支給対象となる紙おむつ等の品目は、別表のとおりとする。

(支給の申請)

第4条 紙おむつ等の支給を希望する者(以下「申請者」という。)は、熊本市高齢者介護用品支給申請書(様式第1号)により市長に申請をしなければならない。

(支給の決定及び却下)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、申請内容を審査のうえ、紙おむつ等の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、申請者に対し高齢者介護用品支給決定通知書(様式第2号)又は高齢者介護用品支給却下決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更申請)

第6条 前条の規定による紙おむつ等の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに高齢者介護用品変更申請書(様式第4号)(以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 市内で転居をしたとき。
- (2) 支給品目を変更するとき。
- (3) 取扱業者を変更するとき。

2 市長は、前項の変更申請書が提出されたときは、申請内容を審査のうえ高齢者介護用品支給変更決定通知書(様式第5号)(以下「変更通知書」という。)により受給者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第7条 受給者は、次の事項が発生したときは、速やかに高齢者介護用品廃止届(様式第6号)(以下「廃止届」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 在宅生活でなくなったとき(死亡、施設入所、長期入院等)。

- (2) 市外へ転出したとき。
 - (3) 介護認定が要介護度4又は5に該当しなくなったとき。
 - (4) 市民税課税世帯となったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、紙おむつ等が必要でなくなったとき。
- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、高齢者介護用品支給廃止通知書（様式第7号）により受給者に通知するものとする。

（紙おむつ等の支給）

第8条 紙おむつ等の支給は、熊本市が契約する取扱業者（以下「取扱業者」という。）により行うものとする。

（取扱業者への通知）

第9条 市長は、第5条の規定により紙おむつ等の支給を決定したときは、取扱業者に対して高齢者介護用品支給委託決定通知書（様式第8号）（以下「委託決定通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた取扱業者は、速やかに受給者に対して第3条の紙おむつ等を納品するものとする。
- 3 市長は、第6条第2項の規定により変更を決定したときは、取扱業者に対して高齢者介護用品支給委託変更決定通知書（様式第9号）（以下「委託廃止決定通知書」という。）により通知するものとする。
- 4 前項の規定により通知を受けた取扱業者は、委託変更決定通知書に基づき第3条の紙おむつ等を納品するものとする。
- 5 市長は、廃止届を受理したときは、取扱業者に対して高齢者介護用品支給委託廃止決定通知書（様式第10号）（以下「委託廃止決定通知書」という。）により通知するものとする。
- 6 前項の通知を受けた取扱業者は、委託廃止決定通知書に基づき第3条の紙おむつ等の納品を中止するものとする。

（支給の方法）

第10条 紙おむつ等の支給は、現物支給とし、支給単位は1パックとする。

- 2 支給は、4月、6月、8月、10月、12月、2月を基準月とし、2か月分を一括支給するものとする。ただし、支給開始決定日によっては、1か月又は3か月分の支給も認めるものとする。

（支給の限度額）

第11条 紙おむつ等の1月あたりの支給限度額は、6,250円とする。

（譲渡等の禁止）

第12条 受給者は、支給を受けた紙おむつ等を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 支給品目

	品名	単位
1	尿取りパット（レギュラー）	1枚
2	尿取りパット（スーパー）	1枚
3	夜用パッド（長時間用）	1枚
4	はくパンツタイプの紙おむつ	1枚
5	テープ止めタイプの紙おむつ（レギュラー）	1枚
6	テープ止めタイプの紙おむつ（スーパー）	1枚
7	フラットタイプの紙おむつ（レギュラー）	1枚
8	フラットタイプの紙おむつ（スーパー）	1枚
9	おしりふき	1枚